

2020年6月8日

会員校各位

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業
2021年度以後のスクール(学校)ソーシャルワーク実習に関する取扱いについて

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

日頃より本連盟の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、2021年度から実施される社会福祉士・精神保健福祉士の養成にかかる「ソーシャルワーク実習」について、実習先に「別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関」(社会福祉士養成課程)、「スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設」(精神保健福祉士養成課程)(合わせて以下「教育機関等」とする)が追加されました※1。

このことにより、本連盟では2021年度より実施される「ソーシャルワーク実習」において教育機関等で実習を行う場合で当該教育機関等が通知4.(1)※2に定める基準を満たす場合には、当該教育機関等で行うソーシャルワーク実習の実習時間をスクール(学校)ソーシャルワーク実習の実習時間に算入して差し支えないことといたしましたのでご連絡申し上げます。

社会福祉士並びに精神保健福祉士を目指す学生が、本事業教育課程を学修しやすい環境でスクールソーシャルワークの理解を深めていただけるよう、会員校の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※1 社会福祉士養成課程:2020年3月6日付社援発0306第25号 厚生労働省社会・援護局長通知『「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設の範囲について」の一部改正について」
精神保健福祉士養成課程:2020年3月6日付障発0306第9号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設の範囲について」

※2 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請時の諸様式等の改正について(通知)

4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

(1) 実習指定施設

原則として、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。

イ) スクール(学校)ソーシャルワーカーを置く学校(教育委員会等に所属するスクール(学校)ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。

但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。

ロ) 1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等(以下、「その他施設・機関等」という。)であって、規程第1条第2項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。